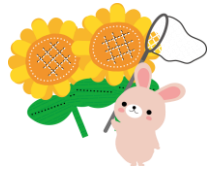


消費税 8% 引き上げは介護報酬で対応！ ～基本単位+加算に上乘せの方向へ～



7月19日に行われた第8回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会において、厚生労働省の提案をもとに、来年度の消費税8%への引き上げについて議論が行われました。

今回の議論で、消費税増税には介護報酬の上乘せで対応することとし、上乘せ部分は「各サービスの基本報酬+事業者負担が見込まれる消費税分」という結論に至りました。

○採用された対応案とその趣旨

介護報酬上乘せによる消費税増税への対応

① 内容

消費税率の引き上げにより、介護サービス施設・事業所が負担する消費税が増大することから、税率引き上げに伴う影響分を介護報酬で補てんするもの。

② 仕組み

- 各サービスごとに所要額を算出し、上乘せする項目・配分を決定する。
- 算出に必要なデータは、現在実施している介護事業経営概況調査から取得する。

介護報酬上乘せの具体的な対応方法

〈考え方〉

各サービスの基本報酬+事業者負担が見込まれる消費税分から上乘せ分を算出

- | | | |
|-------|---|---------------------------------|
| メリット | } | ・ 消費税負担の実態により配慮した手当が可能 |
| デメリット | | ・ 益税・損税の問題拡大の回避 |
| デメリット | } | ・ 加算によっては、上乘せ分が1単位を下回り対応できない可能性 |
| デメリット | | ・ 仕組みが一律手当より複雑に |

～本議論の今後の展開～

- 今回の議論をベースに、今年秋ごろまでに消費税引き上げへの対応の基本方針を取りまとめる。
- 年内をめどに具体的な対応について結論を得る。

消費税率引き上げに伴い、介護保険法の改定が前倒しされることになっています。平成27年度は介護報酬と介護保険法のダブル改定になりますので今後の動向に注意が必要です。

